

裁判員経験者との意見交換会議事録

日時 平成30年3月22日（木）午後2時15分から午後4時15分まで
場所 函館地方裁判所5階大会議室
出席者 司会者 橋本 健（函館地方裁判所刑事部総括判事）
法曹出席者 村尾 和 泰（函館地方裁判所刑事部判事）
北嶋 小 枝（函館地方検察庁検事）
前原 浩 明（函館弁護士会所属弁護士）
裁判員等経験者 5人
報道機関出席者 函館警察司法記者クラブ記者3人

【 挨拶 】

司会者

今回の意見交換会の司会を務めさせていただく橋本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。この意見交換会は、実際に裁判員裁判を御経験いただいた皆様に、その際に感じた率直な御意見などをお伺いして、今後の裁判員裁判の改善や広報等に生かすことを目的として、裁判員裁判が始まった当初から設けられてきたものです。これまでの私の経験から申しますと、裁判員経験者から頂く意見は、法曹関係者では気づかないような新鮮な事柄や役に立つ事柄が多く、いつも大変参考になっております。本日も、今後裁判員裁判がより良く発展していくために忌憚のない意見を頂戴いただきますようよろしくお願ひいたします。

今日は、検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ参加していただいております。それぞれ一言ずつ御挨拶をお願いします。

北嶋検察官

函館地方検察庁の検事の北嶋でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

前原弁護士

弁護士の前原と申します。弁護士といたしましても、裁判員経験者から意見をお聞きできるのは、この意見交換会くらいですので、本日は貴重な機会であると思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

村尾裁判官

函館地方裁判所の裁判官の村尾と申します。皆様とは全員ご一緒させていただいたことがありますので、本日は楽しみにしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

他に、検察庁、弁護士会、裁判所から傍聴させていただいております。マスコミの方も見えていますが、気になさらず率直な御意見をいただけたらと思っております。

【 裁判員経験者の紹介等 】

司会者

それでは、裁判員経験者の方々がどのような事件を御経験されたのか、御紹介させていただきます。

1番さんと2番さんは、昨年1月から2月にかけて行われた傷害致死事件の裁判員を御担当されました。この事件は被告人3名を同時に審理した事件で、審理、評議、判決の合計日数が12日間の長期に及び、証人と被告人併せて11名を取り調べるといふ大規模な事件でした。内容的にも、3名のうち1名は全面否認、1名は全体の事実は争わないものの自己の関与を争い、もう1名はほぼ自白という複雑な事件でした。

3番さんは、昨年3月に行われた現住建造物等放火の事件の裁判員を御担当されました。この事件は審理、評議、判決の合計日数は4日間でした。この事件は自白事件ではあったのですが、ここにおられる裁判員経験者の中では唯一被告人が執行猶予になった事件でした。

4番さんと5番さんは、昨年7月に行われた現住建造物等放火、窃盗の事件の裁判員を御担当されました。この事件は審理、評議、判決の合計日数は5日間でした。この事件は自白事件ではありましたが、刑の重さを決めるにあたって、被告人の精神障害をどう考えるかがポイントの事件で、精神科医の証人尋問が行われたことが特徴的でありました。

なお、以上の3つの事件につきましては私が裁判長を担当し、村尾裁判官が右陪席裁判官を担当しました。また、1番さんと2番さんが担当した傷害致死事件は北嶋さんが担当検察官、3番さんが担当された現住建造物等放火事件は前原さんが担当弁護人でした。

【 裁判員を経験した感想 】

司会者

それでは、実際に裁判員を経験された率直な感想をお願いしたいと思います。

1番

裁判員をやってみるまでは、裁判所のイメージは想像できない感じ、分からない感じだったのですが、実際、法廷の席に座ったり、評議が始まったりした中で、今よりも緊張しないでお話しすることができました。御一緒させていただいた裁判員の方々や裁判官の方々のお心遣いもあったと思うのですが、やってみてよかったというのが一番の感想です。

2番

裁判員に選ばれる確率は低いと認識していたので、裁判員は自分の日常生活から離れたものと思っていました。選ばれた後は、自分ができるのかなという不安があったものの、とりあえずやってみることにしました。実際に裁判員を経験して、色々な年代の裁判員と話ができ、また、裁判の仕組みを知ることができて、よい人生経験になったと思います。

3番

あらためて日本は司法の国であって、私たちは法の下に守られているということ

を実感しました。また、他の裁判員等と話をする中で、色々な物事の見方というのがあるということが分かりました。自分の人生の中でも有意義な時間だったと思います。

4番

被告人がどのような経緯で犯罪行為を行ったのかを知ることができ、色々な人の人生があるのだと思いました。非常に貴重な体験になったと思います。

5番

今まで裁判所には滅多に来ることがなかったので、貴重な機会でした。実際の裁判のやりとりを見聞きしたことで、色々な角度で物事を考えるきっかけになりました。

【 裁判員を経験する前と後での心境の変化 】

司会者

次に、裁判員を経験された前と後とで、どのような心境の変化があったかお聞きしたいと思います。

2番

裁判員に参加するまでは、自分の周りに事件が起きることがなかったので、裁判はどこか蚊帳の外という感じだったのですが、経験後は、世の中の事件やニュースに関心を持つようになりました。

3番

経験するまで裁判は勧善懲悪のイメージがあったのですが、経験後は、被告人であつても法の下に権利が守られているということが分かりました。

4番

経験後は、裁判の報道について気になることが多くなりました。

5番

今までは犯罪事件の報道を見ると加害者が絶対に悪いと思っていたのですが、経験後は、被害者、加害者の両方の立場から考えるようになりました。

1番

経験後は経験前より、報道を見ていても感情論ではなく「事実は何だろう。」という意識が働くようになった気がします。

【 裁判員を経験するにあたって苦労したこと 】

司会者

次に、裁判員を経験するにあたって御苦労されたこと、例えばこのようなことが不安だった、その不安がこのように解消されたというエピソードがあればお聞きしたいと思います。

3番

裁判の被害者、加害者やその家族と面識ができてしまうという漠然とした不安がありました。

また、私自身はオフシーズンで仕事の休みを確保できたのですが、会社等に勤めている人は、裁判員の期間のお休みをどうするかという不安があると思います。

それと、証拠として写真が出ると聞いたときに、刺激的な写真を見ても気分が悪

くならないかなという不安がありました。

司会者

不安は裁判員をやっている中で解消されたのでしょうか。

3 番

自分にとっては勉強になったという感覚の方が大きかったので、不安は解消されました。

4 番

苦労したのは、会社に勤めている中で時間をどう確保するかという点でした。

5 番

法律の知識があまりないにも関わらず、人を裁くことについて不安がありました。勉強しなければならなかったのですが、裁判官が丁寧に教えてくださり、実際には苦労することなくできました。

あと、仕事の日程調整については、あまり長期になると難しいですが、期間が5日だったので何とか調整することができました。

1 番

私の場合、当時勤めていた会社は理解があり「大事なことなので行ってらっしゃい。」と快く送り出していただけてよかったです。

ただ、延べ3週間あったので、土日に裁判のことを思い出してしまい、気持ちの切替えが必要でした。

2 番

私の場合も、裁判員に選ばれたことを上司に相談すると「素晴らしいことだね。」と後押ししてくれて、うれしかったです。家族も理解があり協力してくれました。

裁判のときに色々な人に見られているので、日常生活で会うのではないかと漠然とした怖さがありましたが、裁判に集中するうちに気にならなくなりました。

私も法律知識がなく不安だったのですが、分からないことがあると裁判官に聞き、教えてもらったので大丈夫でした。

【 刺激的な証拠写真等に対する不安について 】

司会者

実際には証拠として出なかったかもしれませんが、刺激的な証拠写真等に対して不安に感じていたのかどうか、お伺いさせていただきます。

4 番

特に不安はありませんでした。ただ、不安に思った話でいうと、被告人の事件での足取りが、普段の自分の行動範囲と重なるところがあったので、生々しく感じました。

5 番

最近テレビドラマの手術シーンでも生々しいものがありますが、例えば、色を変えるとかぼかすような工夫があると生々しさが減るのかなと思います。

1 番

あらかじめリアルな画像は出ないという説明を受けていたので、はっきりした記憶があります。証人が被害者への暴行について証言する場面で、暴行を受けている被

害者の体の状態が生々しく変わっていく様子を聞いたときには、心が重くなりました。

司会者

あとに引きずってしまって、心に何か残ってしまったということはないですか。

1 番

ないです。

2 番

リアルな写真はなかったのですが、脳の仕組みを説明する際の脳の図面が、怖かったです。医師の話は事細かに話してくれて分かりやすかったのですが、怖いなど思いました。証人がどのように殴ったという話を聞くうちに、痛さを想像して多少つらくなったことがありました。

司会者

引きずって生活上支障が出たことはないですか。

2 番

大丈夫です。

3 番

怖い写真は出なかったです。ただ、被告人や証人の話を聞いているうちに、裁判に入り込んでしまった感覚になり、被告人の人生が頭に残っていたことがありました。

【 裁判の長期日程により苦勞したこと 】

北嶋検察官

裁判の日程についてお伺いしたいのですが、特に1番さん、2番さんの裁判はかなり長期間に渡っておりまして、その中でご苦勞された点等ありましたら、教えていただきたいと思います。

1 番

裁判員になる前から決まっていた土日の用事について、実際に裁判員をやる中で、気分が変わり、キャンセルしたことがありました。ただ、それで支障があったということはないです。

2 番

裁判員の期間中、裁判にのめり込んでしまい、資料は持ち帰れないのに、週末も裁判を復習したい、整理したいという気持ちになっていました。ただ、裁判所に行くと、休憩時間では他の裁判員や裁判官と和気あいあいと過ごせたので、普段の仕事のときよりも、裁判員に携わっているときの方が集中して取り組んでいたと思います。

【 法律用語の分かりやすさについて 】

前原弁護士

先ほど5番さんから、法律知識がないのに裁判員が務まるか不安だったという話がありましたが、この点についてほかの方からもお聞かせ願えればと思います。弁護士としては法律用語をなるべくかみ砕いて説明するよう努力していますが、やはり分かりづらい点はあったのか、分かりづらかった点は裁判官に聞く等の方法で解

消されたのか等、お話しいただければと思います。

4番

裁判の中では、何度も反復して同じことについて考えることになるので、分かりづらいことはなかったです。

3番

特に分かりにくいことはなかったです。私が感情的な発言をしてしまったときは、裁判官が法律論に戻してくれたのでよかったです。

2番

基本的に分からないことは裁判官に聞きました。審理の中では弁護士が主張を分かりやすく図で示してくれたので、よかったです。

1番

私が担当した裁判では弁護士が複数いたので、正直「この方の話は分かりやすい。」という場面もあれば、逆に「ちょっと待って。もう一度言って。」という場面もありました。分かりづらいときは、後で裁判官に、あの場面はどういうことだったのですかと聞いたので、その日のうちに解消することができました。

【 裁判の日程の組み方について 】

村尾裁判官

裁判の日程の組み方について、日数を連続してコンパクトにまとめた方がいいのか、ある程度間隔を空けた方がいいのか、どのようにお考えでしょうか。

1番

一長一短だと思いますが、私は連続した日程で結果的にできたので、妥当だったと思います。

2番

フルタイムの会社員の方も参加していただける方が、色々な人の意見を取り入れることができると思います。将来的に、土日に裁判員裁判を行うことがあってもいいのではないかと思います。

5番

職種にもよるとはと思いますが、なるべく審理は集中した方がいいと思います。期間の途中で仕事が入ると、ぼやけるのではないかとと思うからです。

【 裁判の審理について 】

司会者

では、冒頭陳述、証人尋問、論告、弁論等、全体的な法廷での裁判の審理について感想をいただけたらと思います。

5番

検察官や弁護人による、資料や証人尋問は、分かりやすかったです。

1番

裁判官がある弁護士に「大きな声で話してください。」「よく聞こえるようにゆっくり話してください。」と声をかけてくれたことが、ありがたかったです。

また、暴行を示している様子を身振りで示すのは簡単なのですが、それを尋問の中で言葉にして記録化するやりとりが、始めは慣れませんでした。必要なことだ

なと思いました。

2番

弁護士が複数いたので、それぞれ個性があり、ボソボソ言う人や早口の人がいる一方、すごく分かりやすい人もいました。

専門用語は後で裁判官に聞いたり、裁判官の方から説明してくれたりしたので、分かりやすかったです。

証人尋問は長時間に及んだのですが、個人的にはもっと詳しく話を聞きたい人もいました。

3番

弁護士の中で、声が小さく聞き取りづらい人や早口の人が出て、戸惑ったことがありました。検察官の声が張っていて聞き取りやすかったりすると、そちらの方をどうしても聞いてしまいそうになりました。

検察官や弁護士の資料は専門的な知識がなくても、分かるようになっていました。

4番

裁判はひとつひとつ根拠を積み重ねて進んでいくものなのだなという印象です。

弁護士の弁護で分かりづらいところがあったことが気になりました。

司会者

何のためにどの点にポイントを置いて弁護しているのか見えてこないということでしょうか。

4番

はい。そうですね。

司会者

1番さん、2番さんの事件では弁護士のチームが複数ありましたが、何のためにどの点にポイントを置いて弁護しているのかという点では、どのように感じましたか。

1番

評議に入り、争点を理解してくると、弁護士の意図が何となく分かってきたのですが、法廷の場では、弁護士の話を聞いても意図が理解できないことがありました。

2番

言いたいことは何となくは分かるのですが、素人目にも、無理があるのではと思える弁護がありました。検察官がとても分かりやすく簡潔に発言をされていたことの対比で、分かりづらく感じたのかもかもしれません。

司会者

同じ質問でほかの方の感想はどうでしょうか。

3番

検察官は事実を明確にハキハキと発言されていて分かりやすかったです。弁護士はテクニックとして感情的にポイントとなる事柄に焦点を当てていたと思うのですが、やはり事実を羅列して明確に主張する検察官の方が印象に残っています。

5番

検察官、弁護人両方とも言おうとしていることは、分かりやすかったです。

【 スライド等の分かりやすさについて 】

前原弁護士

弁護士としては、スライド等の視覚的な情報にも工夫をしていますが、その点分かりやすかったどうか、お聞かせください。

1 番

現場の見取図のようなものを提示してもらえたのが、空間をイメージできて助かりました。

「裁判とは」というスライドを用いたプレゼンがあったのですが、事前に裁判官から教えていただいていたので、印象として残りませんでした。

2 番

弁護士のスライド等の資料は、分かりやすかったです。

3 番

私も分かりやすかったです。

4 番

被告人の精神疾患について、弁護士が十分に理解できていなかったのではないかと思います。証人の医師に対する尋問において、そのような場面が見受けられました。

【 専門用語の分かりやすさについて 】

北嶋検察官

医療用語などの専門用語について、分かりやすかったかどうか教えていただきたいと思います。

2 番

裁判官にかみ砕いて話をしてもらったので、分かりづらかった印象はないです。

法廷では、特に証人の解剖医師が、尋問の中でとても分かりやすく説明してくれたのが印象的です。

1 番

私も解剖医師の説明が分かりやすかったです。専門用語が分からなくて困ったことはないです。

3 番

火災に関することでも、特別理解できない用語はありませんでした。

逆にお聞きしたいのですが、裁判員裁判では専門用語の有無に関わらず、資料等を分かりやすく作っているということなのでしょうか。

北嶋検察官

できるだけ裁判員に事件を分かっていたきたいので、分かりやすい資料を作ることを心がけています。

前原弁護士

どんな事件でも分かりやすい資料を作っていますが、特に専門用語が出るような事件ですと、より分かりやすくするのにどのような工夫が求められていると思います。

【 評議について 】

司会者

評議について、自分の意見を言えたのかどうか、改善点やよかった点の御感想を発言していただけたらと思います。

3番

充実した審理をしていたので、評議では感情に流されず自分の意見を持つことができました。

4番

評議では疑問点等を話し合うことができたので、よかったです。

5番

裁判官が事例を出して分かりやすくしてくれて、自分の意見を言うことができました。

1番

今日みたいな感じで、全員発言するスタイルがよかったです。

刑を決めることに対して裁判員の中から不安な感情が出たときに、そういう声も裁判官に受け止めていただいたことがよかったです。

2番

裁判員それぞれの意見を聞くことができよかったです。裁判官は中立の立場でまとめてくれました。最後に結論を出したときは清々しい気持ちになりました。

気になったのは、過去の判例にどうしても寄ってしまうことです。それだといつまで経っても変わらないのではと思っています。

前原弁護士

評議を始めるにあたって、御自身の中で大枠の考えがあったのか、それとも評議をする中で考えが固まっていたのか、お聞かせください。

4番

評議をする中で考えが固まっていきました。

5番

自分の中ではある程度の考えをもって評議に臨みましたが、評議の中で判例やほかの裁判員の意見を聞き、修正していったという感じです。

1番

評議をする中で考えが固まっていきました。

2番

自分の中でだいたいこれ位かなというものはありました。評議でほかの裁判員の意見を聞いてもそれ程極端な意見はなかったように思います。

3番

評議をする中で考えが固まっていきました。

【これから裁判員等になられる方へのメッセージ】

司会者

最後に、これから裁判員、補充裁判員になられる方へメッセージをいただけたらと思います。

5番

自分がいい経験をしたので口伝えに勧めたいこうと思っています。

裁判所の1階で流れている裁判員制度のPRビデオはあまり見られていない印象です。もっと制度を広める必要があると思います。

1 番

やりたくてもみんなができるものではないので、裁判所から通知がきたらぜひ参加してほしいと思います。

2 番

自分が参加したからこそ、周りには、絶対に参加した方がいいよと勧めます。生活をする中で、視野を広く持つ機会、知識を得る機会は、今回のようなことがないとなかなかないので、貴重な経験になると言いたいです。

3 番

裁判員はなかなかできない経験ですし、自分の人生の中でも重要なものになりました。周りには、不安より遥かに大きい経験をすると伝えていきます。

4 番

貴重な体験ですので、ぜひ参加してほしいと思います。

【 記者からの質問 】

読売新聞

裁判員制度をよりよくするための提案がありましたら、お願いします。

1 番

裁判員になる前は、知らないことが多かったので不安がありましたが、裁判員になってからは安心して参加できる環境が整備されていることを知りました。今後、安心して参加できることをよりPRすることが必要だと思います。

2 番

制度自体がまだ浸透していないと思うので、小学校等で裁判員の講座を開くとか、義務として将来やるかもしれないということ、小さい頃から根付かせることが必要だと思います。

参加したくても参加できない会社勤めの人もいると思うので、例えば、半日の参加とか、土日での実施とか、そういうことがあってもいいのではないかと思います。

3 番

裁判員制度を知っている人が非常に少ないと思います。

また、参加者は仕事の休みをとれるかどうかによるので、偏った種類の人しか受けることができなくなっています。

国が裁判員制度の周知方法や参加者を確保する対策等を考えるべきだと思います。

4 番

仕事をしながら参加することがもっとしやすくなるといいと思います。従業員が裁判員に参加することが、会社にとっても有意義なものなのだとすることが浸透してほしいです。

5 番

制度ができて10年近くになりますがまだ認知度は低いと思います。大手以外の中小企業は有給休暇を取りづらいのが現実です。選ばれたら裁判員になるのが国民

の義務ですので、そこをもっと周知して、休暇を取りやすいようにすべきと思います。

みんな自分には裁判員候補者の通知が来ないものと思っています。裁判員裁判として取り扱う事件を増やして、選ばれる確率が増えれば、みんな裁判員制度を自分のこととして認識するのではないかと思います。

市役所や図書館でも裁判員制度のPRビデオを流せばいいと思います。

共同通信

感情に流されそうなきにどのように軌道修正したのか、お聞かせください。

3番

被告人が相当反省している様子が見受けられたので、そこまでしなくてもいいのではないかという感情で甘くなってしまいそうになったのですが、議論の過程で修正されていきました。

1番

暴行を加えた被告人が、遺族の前で「被害者が言わなければ自分は手を出さなかった。」と言っていて、その証言を聞き、自分の感情が揺さぶられたのを覚えています。その後、自分の心の中で整理して軌道修正しました。

2番

証人として出廷した加害者の親が泣いている姿を見たときに、自分なら親にこんな姿を見せたらつらいよなと思ったり、もし自分の息子が事件を起こしたらどうしようと思ったりして、自分と重ね合わせて感情移入してしまいそうになりました。その後、ほかの裁判員や裁判官の方々とお話しするなどして、冷静さを取り戻すことができました。

北海道新聞

被害者感情に流されないように、どのような点に気をつけましたか。

1番

裁判員という立場でなかったら感情に流されていた場面はいっぱいあったと思いますが、「裁判員だから」と自分に言い聞かせて法廷に入っていたので、事実関係のみに意識を向けようと心掛けていました。

2番

「結婚して子供がいる」とか「まだ若い」とか被害者にも加害者にも様々な情報があって、自分の中でそれぞれの様々な情報を処理するよう意識しました。土日なるべく気持ちを切り替えるようにしていました。

村尾裁判官

一般論として、裁判員制度が始まるまでは、裁判員は被害者感情に流されやすいのではないかとされていました。ただ、実際に制度が始まると、裁判員は中立であろう、偏らないようにしようという意識が働いているように思います。

【法曹出席者からの感想】

北嶋検察官

本日はありがとうございました。裁判員裁判は限られた時間で、できるだけ正確にどういう事実があったのかをお伝えしなければなりません。それに加え、専門的

な要素が加わったり，関係者が多数に及んだり，なかなか難しい局面が多いのですが，それを裁判員にいかに分かりやすくお伝えできるかを考えて取り組んできました。検察官が直接裁判員からお話を伺う場面がないので，大変貴重な御意見を頂きました。今後一層分かりやすい裁判員裁判を目指していきます。

前原弁護士

本日は貴重な御意見ありがとうございました。特に弁護側については色々な御意見を頂きましたので，益々努力しなければいけないなと思っています。

村尾裁判官

貴重な御意見を頂きありがとうございます。今日頂いた課題，改善点は今後しっかりと考えていかなければならないと思っています。